

平成30年11月2日(金)
石川支部評議会御中

平成31年度保険料率に関する議論について

昨年度(平成30年度)保険料率決定に関わる運営

石川支部評議会

運営委員会で全国平均保険料率が決定する前に支部長意見を提出すべきとの一昨年の評議会意見を踏まえ、石川支部の保険料率は収支均衡保険料率とすることを申し入れの趣旨とした評議会意見及び支部長意見を10月30日付で本部宛に提出。

評議会意見……………参考資料1 P1

支部長意見……………参考資料1 P2

平成30年度都道府県単位保険率……………参考資料1 P26

本部運営委員会

支部47支部の評議会の意見を踏まえ、運営委員会で審議が行われた。10%維持と引下げを求める支部は拮抗し、運営委員も両方の視点から意見が出されたが、中・長期的な視点を重視するという趣旨で理事長は10%維持と判断。

運営委員会意見……………参考資料1 P3~P4

理事長発言要旨……………参考資料1 P6~P7

本年度(平成31年度)保険料率の議論に係る情報

議論の前提条件		資料
マクロ指標	人口動態、社会保障給付費の推移、医療費の動向	参考資料1 P9～P14
	拠出金の推移(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金)	参考資料1 P15～P17
協会けんぽに係る動向	過去の収支の推移、被保険者数等の推移、財政構造	参考資料1 P22～P25
	保険料率の算定方法	参考資料1 P27～P29
	今後の収支の推移(粗い10年試算)	参考資料1 P30～P37
	平成31年度の見通しを起点とした5年収支	参考資料3 P1～P12
石川支部に係る動向	平成31年度保険料率の粗い見通し	参考資料3 P13

《保険料率》

協会けんぽを取り巻く医療保険環境及び収支環境を踏まえ、取り巻く環境に大きな変化がない限り平均保険料率は10%維持を前提とする方向と、石川県に係る環境を鑑み、平成31年度及びそれ以降の石川支部の保険料率についてどのように考えるか。

《激変緩和措置》

激変緩和措置の解消期限「平成32年3月31日(平成31年度末)を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

※解消期限まで均等に引上げた場合の激変緩和率は8.6/10(1.4の引上げ)

※石川支部の保険料率は均等引上げに影響は受けない。(現段階)

《保険料率の変更時期》

平成31年も4月納付分からでよいか。

※例年4月納付分から変更している。

今後の支部評議会のスケジュール(案)

